

○松戸市身体障害者結婚祝金支給条例施行規則

昭和46年4月1日

松戸市規則第7号

改正 昭和57年3月31日規則第39号

平成24年6月29日規則第59号

(目的)

第1条 この規則は、松戸市身体障害者結婚祝金支給条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、身体障害者手帳を提示して、松戸市身体障害者結婚祝金支給申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 戸籍謄本 1通

(2) 住民票（世帯） 1通

(通知)

第3条 条例第5条第2項の規定による通知は、松戸市身体障害者結婚祝金支給決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日松戸市規則第39号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松戸市規則第59号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

松戸市身体障害者結婚祝金支給申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住所
氏名 印
電話

私は、結婚祝金の支給を受けたいので、松戸市身体障害者結婚祝金支給条例第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

氏名				
住所				
結婚年月日	年 月 日			
身体障害者手帳	障害の等級	第 種 級	確認印	
	交付年月日	年 月 日		
	交付者及び番号	県第 号		

- 添付書類 (1) 戸籍謄本
(2) 住民票(世帯)

松戸市身体障害者結婚祝金支給決定(却下)通知書

年 月 日

様

松戸市長 印

年 月 日付申請のあった結婚祝金について、次のとおり支給決定(却下)したので、松戸市身体障害者結婚祝金支給条例第5条第2項の規定により通知します。

記

支給決定

- 1 支給額 円
- 2 支給日 年 月 日
- 3 支給場所

支給却下

- ・ 却下の理由

第 1 号様式

第 2 号様式